

食安輸発第0711007号

平成17年7月11日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室長

(公印省略)

中国産ビールの取扱いについて

今般、中国産ビールにホルムアルデヒドが多量に含有されているとの情報を入手したことから、今後輸入届出される中国産ビールについては、輸入者を通じて製造者にホルムアルデヒドの使用の有無を文書により確認するよう指導願います。

また、確認の結果ホルムアルデヒドを使用している場合については、食品衛生法第10条違反として措置願います。